

特定非営利活動法人 もうひとつの美術館 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人もうひとつの美術館（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は栃木県那須郡那珂川町に置く。

(目的)

第3条 本会は、障がいの有無・専門家であるなしに関わらない芸術活動支援を通して、創造的で多様な価値観を持ち、支え合う社会の実現を目指すことにより、福祉、社会教育、まちづくり、地域の振興、観光・文化・芸術の振興、環境保全、人権の擁護、平和の推進、国際協力等の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条の別表に掲げる項目のうち、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障がい者などの芸術文化活動に関する調査研究事業

- ② 障がい者などの芸術文化活動に関する普及啓発及び支援事業
 - ③ 障がい者などに関するフォーラム、ワークショップ、コンクールなどの開催事業
 - ④ 障がい者芸術作品などを収集又は借用し、展示する事業
 - ⑤ 芸術文化活動の場を提供する事業
 - ⑥ その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
- ① 出版事業
 - ② 物品委託販売事業
 - ③ 物品製作販売事業
 - ④ 料理店業その他の飲食店業
 - ⑤ 興行業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

- 第6条 本会は、次の会員をもって組織し、正会員をもって法における社員とする。
- (1) 正会員①個人正会員：本会の趣旨に賛同し、活動に参加、協力する個人
②団体正会員：本会の趣旨に賛同し、活動に参加、協力する団体
 - (2) 賛助会員：本会の趣旨に賛同し、活動に参加する個人または団体
 - (3) 寄付会員：本会の趣旨に賛同する個人または団体

(入会)

- 第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める会費を負担するものとする。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員としての資格を喪失する。
- (1) 退会届を提出したとき
 - (2) 本会の解散

- (3) 正当な理由のない会費の滞納
- (4) 除名されたとき
- (5) 本人の死亡、又は正会員である団体の消滅

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけるか、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選出)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員のなかから選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を組織し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を決定する。

- 3 代表理事に事故があるとき又は代表理事がかけたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によつて、理事が、その職務を代行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況並びに本会の財産の状況を監査すること。
 - (2) 前号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (4) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後も後任の役員が就任するまでは、その職務を行う。
 - 4 役員が会員資格を失ったときは退任するものとする。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に事前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
 - 3 役員の報酬及び費用の支弁に関して必要な事項は、総会の議決を経て、細則で定める。

(顧問)

- 第20条 本会に顧問若干名をおくことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
 - 3 顧問は、重要事項に、代表理事の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

(職員)

- 第21条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長、及び、必要な職員を置くことができる。
- 2 事務局長は、理事会の推薦により代表理事が任命する。
- 3 職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(種別)

- 第22条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第24条 次の事項について総会で議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (3) 事業報告及び活動決算
 - (4) 財産に関する事項
 - (5) 解散
 - (6) 合併
 - (7) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
 - (8) 会費の額
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他、理事会で付議する必要があると認めた事項

(開催)

- 第25条 通常総会は毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上の者から会議に付議する事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第3号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第26条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

- 第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決定し、可否同数の場合には、議長が決定する。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面及び電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第30条 正会員の表決権は、正会員の区分にかかわらず、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法を持って表決し、又は他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第3号及び第51条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数
- (3) 出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）
- (4) 審議事項

- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上の署名捺印を必要とする。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面及び電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事業の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長が決定する。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第3号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所
(2) 理事の総数
(3) 出席者数及び出席者氏名（書面及び電磁的記録表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(4) 審議事項
(5) 議事の経過の概要及び議決の結果
(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名以上の署名捺印を必要とする。

第6章 資産及び会計

(資産)

第40条 本会の資産は、次の項目により構成される。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産
(2) 会費
(3) 寄附金品
(4) 事業に伴う収益
(5) 財産から生ずる収益
(6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 本会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 本会の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第43条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第44条 本会の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第46条 本会の事業計画及び活動予算は、代表理事が毎事業年度ごとに作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加又は更生)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算を変更することができる。

(予備費)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算のなかに予備費を設けることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(定款の変更)

第51条 本会が、この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項の変更をする場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事業所及びその他の事業所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項をのぞく。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続きの開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときの残余財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定した、特定非営利活動法人に譲渡する。

(合併)

第54条 本会が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告)

第55条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 雜 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、法人の成立の時から施行する。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人が成立した日から平成14年3月31日までとする。
- 3 本会の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 個人正会員：1口1万円
 - (2) 法人正会員：1口5万円
 - (3) 団体正会員：1口3万円
 - (4) 個人賛助会員：1口3千円
- 4 本会の設立当初の役員は、以下のとおりとする。

(役職名)	(氏名)
代表理事	梶原紀子
理事	赤羽洋子、苅屋紀子、佐藤みどり、堀江博子
監事	藤田峰子
- 5 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立した日から平成15年6月30日までとする。

附 則

この定款は、所轄庁の認証のあった平成25年10月24日から施行する。